

滋賀県養育費に関する公正証書等作成促進補助金について

Q1 補助対象者は誰か。

A 1 次の要件を全て満たす者。

- ・ 県内の町に居住
- ・ 児童扶養手当を受給または同等の所得水準
- ・ 養育費の取決めに係る経費を負担・債務名義を所有・現に児童を扶養
- ・ 過去に養育費の取決めに交わした同内容の文書で補助金を交付されていない

Q2 補助金額はいくらか。また、補助対象経費は何か。

A 2 上限は1対象者当たり3万円。

- ・ 公証人手数料令に定められた公証人手数料
- ・ 家庭裁判所の調停申立てまたは裁判に要する収入印紙代
- ・ 弁護士等の相談経費

Q3 いつまでに申請すればよいか。

A 3 公正証書等作成年度の翌年度4月末日までに交付申請書兼実績報告書を知事（健康福祉事務所を経由して子ども・青少年局）に提出。

Q4 どのような書類が必要か。

A 4 交付申請書兼実績報告書に次の書類を添付。

- ・ ひとり親および児童の戸籍謄本（抄本）および世帯全員の住民票の写し
- ・ 児童扶養手当証書の写しまたはひとり親の前年（1～9月申請の場合は前々年）の所得額・扶養親族の有無・数等の市町村長の証明書
- ・ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族申立書（前年（1～9月申請の場合は前々年）の12月31日に当該年齢の者がいる場合）
- ・ 補助対象経費の領収書等の写し（宛名、領収年月日・金額、取引内容、領収者住所・氏名・領収印が必要）
- ・ 養育費の取決めに交わした文書の写し（強制執行認諾約款記載の債務名義化した文書に限る。）

Q5 補助金の交付時期はいつか。

A 5 補助金の交付決定・確定を経て、確定日の翌日から30日以内に申請書記載の口座へ振込み。